

## 令和4年度高知市立高知特別支援学校部活動運営細則

令和4年4月1日 決定

### 1 適切な休養日等の設定に関すること

#### (1) 朝の活動について

授業日において始業前の時間帯に活動を行う場合、その活動時間は、1日当たりの活動時間に含まれるものとする。但し、その内容が軽易なものであって、部活動をしていない生徒の始業前の時間の過ごし方との間に大きな差異が無いと認められる場合を除く。

#### (2) 一つの週末に複数の日にわたる活動（対外試合等）を行った場合の対応

原則として、当該週末の次の週に予定されている平日の休養日に加えて、もう1日平日の休養日を設けるものとする。また、次の週末に予定されている休養日を連続する複数の休養日とすることも可能とする。

### 2 教員の特殊業務手当に関すること

#### (1) 特殊業務手当について

特殊業務手当は3時間で申請することを原則とする。

### 3 教員の働き方改革との関連に関すること

#### (1) 定時退庁日について

定時退庁日には、部活動を行わない。

#### (2) 学校閉庁日について

令和4年度に予定している以下の学校閉庁日には、部活動を行わない。

- ・ 夏季休業中 8月8日（月）～10日（水）、8月12日（金）
- ・ 冬季休業中 1月4日（水）